

事務事業評価シート

(平成 24 年度実施事業)

事務事業名	交通安全施設等整備事業(下太田上太田 5 号線外)			事業コード	3081
所属コード	083000	課等名	道路建設課	係名	道路第二係
課長名	小西 一士	担当者名	小沢 智博	内線番号	2733
評価分類	☒ 一般 ☐ 公の施設 ☐ 大規模公共事業 ☐ 補助金 ☐ 内部管理				

1 事務事業の基本情報・・・・・・・・・・・・・・・・

(1) 概要

総合計画 体系	施策の柱	安全な暮らし	コード	2
	施策	市民生活を守る安全対策の充実	コード	3
	基本事業	交通安全の推進	コード	1
予算費目名	一般会計　８款２項６目　社会資本整備総合交付金事業(001-05)			
特記事項	総合計画主要事業，新市建設計画事業			
事業期間	☐ 単年度 ☐ 単年度繰返 ☒ 期間限定複数年度		開始年度	22 年度
根拠法令等	道路法			

(2) 事務事業の概要

中太田地内に位置する本路線における総延長 200m, 幅員 2.5m の歩道新設工事

(3) この事務事業を開始したきっかけ(いつ頃どんな経緯で開始されたのか)

本路線は, 太田東小学校の通学路になっているが, 現況には歩道もないため朝の通勤時間帯には中心市街地に向かう車両と通学児童生徒で錯綜し交通安全上非常に危険な状態であった。そのため, 平成 22 年度より当該事業を開始したものである。

(4) 事務事業を取り巻く現在の状況はどうか。(3)からどう変化したか。

平成 24 年度に通学児童を巻き込む交通死傷事故が多発したことを受けて, 警察庁, 文部科学省, 国土交通省の連携による緊急合同点検という全国的な取組みが実施された。

当市においては, 平成 24 年 8 月末から 9 月上旬にかけて市内各小学校単位で学校(市教育委員会), 所轄警察署, 各道路管理者による合同点検の実施, 対策の検討が行われ, 対策内容については平成 25 年 2 月に市ホームページにて公表している。

国においては, 通学児童をはじめ歩行者の交通安全確保を図るため, 道路事業の中でも通学路を重点的に対策を講じていくという流れになってきており, 社会資本整備総合交付金についても防災・安全対策の重点化による予算配分になってきている。

2 事務事業の実施状況 (Do)・・・・・・・・

(1) 対象(誰が, 何が対象か)

道路利用者(歩行者, 沿線住民)

(2) 対象指標（対象の大きさを示す指標）

指標項目	単位	22 年度 実績	23 年度 実績	24 年度 計画	24 年度 実績	26 年度 見込み
A 事業計画総延長	m	200	200	200	200	200
B						
C						

(3) 24 年度に実施した主な活動・手順

電柱移転補償，歩道新設工事，境界杭設置

(4) 活動指標（事務事業の活動量を示す指標）

指標項目	単位	22 年度 実績	23 年度 実績	24 年度 計画	24 年度 実績	26 年度 目標値
A 整備(供用)延長	m	0	164	36	36	200
B						
C						

(5) 意図（対象をどのように変えるのか）

歩道等の整備により，利用者の安全で快適な通行を確保する。

(6) 成果指標（意図の達成度を示す指標）

指標項目	性格	単位	22 年度 実績	23 年度 実績	24 年度 計画	24 年度 実績	26 年度 目標値
A 整備(供用)延長累計	☒ 上げる ☐ 下げる ☐ 維持	m	0	164	200	200	200
B	☐ 上げる ☐ 下げる ☐ 維持						
C	☐ 上げる ☐ 下げる ☐ 維持						

(7) 事業費

項目	財源内訳	単位	22 年度実績	23 年度実績	24 年度計画	24 年度実績
事業費	① 国	千円	1,460	16,070	3,300	3,091
	② 県	千円	0	0	0	0
	③ 地方債	千円	1,000	12,200	2,500	2,300
	④ 一般財源	千円	194	1,403	300	329
	⑤ その他()	千円	0	0	0	0
	A 小計 ①～⑤	千円	2,654	29,673	6,100	5,720
人件費	⑥ べ業務時間数	時間	300	720	500	500
	B 職員人件費 ⑥×4,000 円	千円	1,200	2,880	2,000	2,000
計	トータルコスト A+B	千円	3,854	30,393	8,100	8,100
備考						

3 事務事業の評価 (See)

(1) 必要性評価（評価区分が「内部管理」の事務事業は記入不要）

① 施策体系との整合性

結びついている。

理由 歩道を整備することにより、歩行者の安全及び円滑な交通の確保を図ることができる。

② 市の関与の妥当性

妥当である。

理由 市道における交通の安全確保は道路管理者の責務であり、本路線も市が整備すべきものである。

③ 対象の妥当性

妥当である。

理由 市道とその利用者及び沿線住民を対象とするのは妥当である。

④ 廃止・休止の影響

廃止又は休止することにより、安全な道路として機能しなくなることは元より、道路線形が一定でないことにより、交通の動線として機能が不十分となり、利用者の安全性が確保されない。

(2) 有効性評価（成果の向上余地）

整備区域を利用してもらうよう通学路等としての再認識を行うべく、教育委員会その他機関から市民へ歩道の利用を周知してもらうことで、有効性が向上する。

(3) 公平性評価（評価区分が「内部管理」の事務事業は記入不要）

道路施設は、すべての人が受益を受けることから、特定性はない。

(4) 効率性評価

事業完了のため特になし。

4 事務事業の改革案 (Plan)

(1) 改革改善の方向性

事業完了のため特になし。

(2) 改革改善に向けて想定される問題点及びその克服方法

事業完了のため特になし。

5 課長意見

(1) 今後の方向性

- ☐ 現状維持（従来どおりで特に改革改善をしない）
- ☐ 改革改善を行う（事業の統廃合・連携を含む）
- ☒ 終了・廃止・休止

(2) 全体総括・今後の改革改善の内容

全体総括としては、当事業は太田東小学校の通学路ということで地域からの整備要望が強い中、関係地権者の用地補償の協力も得られ、H22 から三年間と短期間に整備を進めることができ、通学児童をはじめとした歩行者の安全を確保することができる。